

令和 8 年 4 月

お客さま各位

金沢中央信用組合

手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みについて

平素は格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

当組合では、政府の推進する「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた取組みとして、下記のとおりのお取扱いを実施させていただきます。

今後もより一層のサービス・利便性向上に努めてまいりますので、引き続きご愛顧のほどお願い申し上げます。

記

1. 実施内容

(1) 払戻請求書による当座預金からの払戻しの取扱い開始

令和 8 年 (2026 年) 5 月 7 日 (木) より、当座預金からの払戻しについて、当組合窓口で当組合所定の「当座預金払戻請求書」へ記名押印のうえ、当座預金の口座番号が確認できる資料（当座勘定入金帳や当座勘定照合票等）とともにご提示いただくことにより、小切手を振り出すことなく、払戻しが可能となります。

なお、小切手による払戻しも当組合で設定する振出期限（令和 8 年 (2026 年) 9 月 30 日 (水)）までに振り出されたものはご利用いただけます。

(2) 手形・小切手等の発行終了

「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた取組みを推進するにあたり、令和 8 年 (2026 年) 6 月 30 日 (火) をもって、手形・小切手等の発行を終了させていただきます。

【発行終了となるもの】

- ・小切手用紙
- ・手形用紙（為替手形含む）
- ・自己宛小切手

(3) 手形・小切手の振出期限の設定

手形・小切手の最終振出期限を令和 8 年 (2026 年) 9 月 30 日 (水) とさせていただきます。

なお、最終振出期限を超過して振り出された手形・小切手は、当座預金からのお支払いができません。

(4) 他行を支払地とする手形・小切手の預金口座への入金受付終了

令和8年(2026年)9月30日(水)をもって、当組合以外の金融機関を支払地とする手形・小切手の預金口座(当座預金その他、普通預金、定期預金等各種預金を含みます)への入金を終了いたします。

2. すでに実施済みの取組み

●令和9年(2027年)4月以降を期日とする手形等の代金取立の受付停止

令和7年(2025年)3月3日(月)より、令和9年(2027年)4月1日(木)以降を期日とする手形等(令和9年(2027年)4月1日(木)以降を振出日とする先日付小切手を含みます)について、期日管理を伴う代金取立の受付を停止しています。

●電子決済サービスへの移行推進について

当組合では、インターネットバンキングサービス「ちゅうしん ビジネスネットバンキング」による「振込」や「でんさい」といった電子決済サービスへの移行を推進しています。便利な電子決済サービスのご利用をぜひご検討ください。

以 上